

お知らせ

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や

“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成22年4月1日から軽減制度が始まりました。

国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、次の失業等給付を受ける方です。

区 分	雇用保険受給資格者証の離職理由欄のコード
雇用保険の特定受給資格者 (例：倒産・解雇などによる離職)	11. 12. 21. 22. 31. 32
雇用保険の特定理由離職者 (例：雇い止めなどによる離職)	23. 33. 34

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※ 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※ 国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※ 雇用保険受給資格者証に記載の「離職時年齢」が**65歳以上の方は対象となりません。**

◎軽減を受けるためには宇都宮市役所1階保険年金課（A-14窓口）にて申告が必要です◎

申告に必要なもの➤ 雇用保険受給資格者証・国民健康保険被保険者証・個人番号の確認書類

※ 申告受付は本庁のみとなります。郵送で申告をご希望の方は、申告書を宇都宮市のホームページからダウンロードできます。

ただし、過去に遡る更正は、申請時の過去5年分までになります。

お問い合わせ先：宇都宮市 保険年金課 国税税グループ 電話番号 632-2320